

(案)

医政発●●●第●●●号
令和2年●●月●●日

●●殿

厚生労働省医政局長

タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業の実施について

今般、別添のとおり「タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業実施要綱」を定め、本日より適用することとしたので通知する。

タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、医師の働き方改革を進めるため、医療機関等による勤務環境改善の取組の実施及び普及活動に対する支援を行うとともに、その取組事例の周知等を行う。

2 実施主体

本事業の実施主体は、「タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業実施団体公募要領」により選定された団体(以下「補助事業者」という。)とする。

3 事業内容

以下(1)～(4)の事業を実施する。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助事業者が医療機関及び医療関係団体に対し補助を行う間接補助事業として実施するものとする(詳細は別紙のとおり)。

- (1) 医療機関における勤務環境改善の取組の実施
- (2) 医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議・研修会の開催
- (3) (1)又は(2)の間接補助事業を実施する医療機関及び医療関係団体(以下「間接補助事業者」という。)の公募及び選定
補助事業者は、以下の事項を行うものとする。
 - ① 厚生労働省と協議の上、選定の方針(地域や公募数等)を決定すること。
※ 1回目の募集で間接補助事業者を決定した際、予算に一定の残額が生じた場合、2回目以降の募集を行うこと。
 - ② ポータルサイト^{※1}を作成し、公募に関する情報(公募結果含む)を公表すること。併せて、医療機関・関係団体等へ広く周知することにより、本事業の趣旨が達成されるよう、多くの好事例を創出できるように取り組むこと。
 - ③ 選定に関する評価委員会の設置・運営を行い、間接補助事業者を決定すること。応募状況によって採択件数を予算の範囲内で調整し、採択にあたっては所在地域に偏りがないよう調整を実施すること。

(4) 間接補助事業により取得される効果測定データ^{※2}等の収集、分析及び公表

補助事業者は、以下の事項を行うものとする。

- ① 厚生労働省と協議の上、収集すべき効果測定データ^{※2}、分析方法及び公表内容を決定すること。
- ② 効果測定データ^{※2}は、間接補助事業者から事業完了後に報告させ、必要に応じてヒアリング等を実施すること。
- ③ 効果測定データ^{※2}の分析結果を資料としてまとめるとともに、好事例と合わせて公表資料を作成すること。
- ④ 間接補助事業者から収集した効果測定データ及びその分析結果を厚生労働省に報告すること。
- ⑤ (3) ②で作成したポータルサイト^{※1}に分析結果や好事例等を公表すること。また、厚生労働省の求めに応じ、他のホームページ等でも掲載できるよう成果物（分析結果や好事例等）を適宜加工すること。

※1 ポータルサイトは、次年度以降に円滑に引き継げるようにすること。

※2 間接補助事業者が実施した勤務環境改善策における具体的な事例の記録、費用対効果を含む効果に関する測定データ及びデータ等から抽出された課題等（効果は直接的効果のみならず、間接的効果も含む）。

4 事業に付随する事項

(1) 定例会の実施を行うこと

3(1)～(4)の事業を遂行するために、補助事業者は、厚生労働省と定期的（間接補助事業者の決定前は月1回以上程度）に打ち合わせを行う。補助事業者は、速やかに議事録を作成し、厚生労働省と共有すること。

(2) 3(3)における公募結果を都道府県医療勤務環境改善担当部署や都道府県医療勤務環境改善支援センターに適宜周知すること。

(3) 必要な協議は厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者の働き方改革推進室と行うこと。

5 事業期間

事業期間は、補助事業者として選定された日から令和3年3月31日までとする。

タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業の間接補助事業について

[実施要綱 3 - (1)、(2) 関連]

1 間接補助事業者に関する諸条件

間接補助事業者へ応募する者が医療機関である場合については次の条件を全て満たすこと。

- ① 医療法に定める病院であること
- ② 労働時間管理が適切に行われていること
- ③ 直近の月の時間外労働（休日労働含む）が80時間を超える医師がいる、もしくは令和2年度の医師に関する36協定の年間の上限時間数が960時間を超えていること
- ④ 2023年度までに自院に勤務する全ての医師の時間外労働が年960時間以下となるよう労働時間短縮のための計画を策定すること

2 間接補助事業の内容

(1) 医療機関における勤務環境改善の取組の実施

- 以下に掲げる①～⑧の事業を対象とする。労働時間短縮のための計画に基づき複数の取組を組み合わせることで医師の労働時間短縮に実施すること（①～⑦のうち同じ項目でも、取組内容が明確に異なるものであれば、別の取組として扱うことも可とする。）。

①勤務環境改善機器等導入事業

- ・ I C T等勤務環境改善に資する機器等の導入

〈補助対象経費〉

備品費、借料及び損料、委託費（システム運用費、システム保守経費）

②医師事務作業補助者研修事業

- (ア) 当該医療機関の職員2名以上を医療関係団体等が実施する医師事務作業補助者養成の集合研修に参加させること。

〈補助対象経費〉

研修受講料、備品費、旅費

- (イ) 当該医療機関が受講者5名以上の医師事務作業補助者研修を実施するために

外部講師を招聘すること。

<補助対象経費>

諸謝金、旅費

③医師事務作業補助者導入事業

・当該医療機関が常勤職員として直接雇用すること及び、採用する医師事務作業補助者が診療報酬の算定基礎とならないこと。

※医師事務作業補助者にかかる診療報酬上の加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

<補助対象経費>

職員基本給、職員諸手当、社会保険料

④看護補助者導入事業

・当該医療機関が常勤職員として直接雇用すること及び、採用する看護補助者が診療報酬の算定基礎とならないこと。

※看護補助者にかかる診療報酬上の加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

<補助対象経費>

職員基本給、職員諸手当、社会保険料

⑤業務改善実施事業

・コンサルタントによる業務改善（効果測定・助言等）

<補助対象経費>

委託費

⑥タスク・シェアリング推進事業

・タスク・シェアリングに伴う代替医師雇用

<補助対象経費>

職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料

⑦休憩環境整備事業

・休憩室の設備購入等の休憩環境整備

<補助対象経費>

備品費、改築費、改修費

⑧その他勤務環境の改善に資する事業

<補助対象経費>

①～⑦に記載する経費

※①～⑦に直接該当はしないが、医師の勤務環境改善に明確に資する取組に限る。

- 補助金額
事業に要する経費（上限額は1か所あたり27,200千円）の1/2の額とする。
- 当該医療機関において、新たに実施する取組の部分のみを対象とし、既に行っている取組の部分は対象とならない。
- すでに補助金を受けている取組の対象経費の部分又は別に補助金を受ける予定のある取組の対象経費の部分について、本事業から補助金を受けることはできない。
- 事業の応募にあたっては、月の時間外労働が80時間以上の医師の時間外労働を削減するための具体的な目標を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、事業の実施による具体的な効果を数値等で示した事業報告書の提出を必要とする。

(2) 医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議・研修会の開催（勤務環境改善普及事業）

- 10人以上の医療関係者が参加する予定の会議・研修会を開催することを対象とする。なお、開催する会議・研修会は、具体的な勤務環境改善の取組事例等を紹介するなど、参加する医療関係者が導入・学習しやすいよう工夫をするものとする。
- 事業の応募にあたっては、開催予定の会議・研修会の具体的な内容を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、会議・研修会の詳細な開催結果（使用した資料等含む）をまとめた事業報告書の提出を必要とする。

○補助対象経費

諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料

○補助金額

事業に要する経費（上限額は1か所あたり2,854千円）の1/2の額とする。

(3) その他留意事項

- 補助対象経費については、当該事業年度において発生するもののみを対象とする。